

## 平成 19 年度第 2 回河南町入札監視委員会 議事概要

開催日時	平成 19 年 11 月 16 日（金）13 時 30 分から 14 時 50 分
開催場所	河南町役場庁舎 2 階庁議室
出席者	委員 3 名 副町長、総務部長、契約検査課長、契約検査課職員 3 名
議事概要	<p>平成 19 年度第 2 回河南町入札監視委員会の概要は、次のとおりです。</p> <p>1 . 平成 20 年度建設工事等入札制度改革について 下記の項目について内容を事務局より説明し、審議が行われました。 入札参加資格審査申請書受付に向けての改正点</p> <p>町内業者の希望業種数 町外業者は第 2 希望まで、町内業者は第 7 希望までとする。</p> <p>管更生工事の受付 当分の間、管更生工事の入札案件がないため、当該業種としての受付けはしない。</p> <p>希望業種を細分化し、グラウンド整備、交通安全施設、路面標示、公園設備を希望する場合を明確にする。</p> <p>共同企業体の取り扱い 経常建設共同企業体として従来どおり受付する。</p> <p>新規登録業者が指名停止措置要件に該当している場合の取り扱い 入札参加資格審査申請時の届出書により把握する。</p> <p>参加資格及び希望業種の取り扱い 業種の一部廃業：希望順位を繰り上げるが再開は不可とする。 業種の一部休業：希望順位は繰り上げしないが再開は可能とする。 業種の希望替え：入札参加資格有効期間中は不可とするが、資格辞退後追加受付で登録することは可能とする。</p> <p>事務周辺機器整備の周知 入札に関するお知らせや質疑等の回答をファクシミリ、電子メール、インターネットで行う場合を想定し、事務周辺機器を整備することを周知する。</p> <p>【主な質問】 町内業者は減少しているのか (回答) 全体的に減っています。 前回の改正項目である町内本店業者に 50 点加算することに対して問題</p>

はなかったか。

(回答)現在のところ競争性は確保できており、特に問題はありませんでした。

事務所調査において極端に事務所要件を欠く業者は許可権者に通報とあるが、事務所要件の判断はどうしているのか。

(回答)建設業法で定める標識の掲示や事務機器が備わっているかなどを提出された写真で判断しています。

今回の改正内容にあるインターネット等の事務周辺機器の整備の周知についても事務所要件に含まれるのではないか。

(回答)今回の改正でもって設備の拡充の必要性を促したいと考えています。

細分化した業種についても希望業種数としてカウントするのか。

(回答)カウントに含めない様式としています。

#### 事後審査型条件付一般競争入札の導入

次の内容を事務局より説明し、審議が行われました。

平成 20 年度に事後審査型条件付一般競争入札(郵便入札)を試行的に実施する。平成 21 年度からは、原則建設工事及びコンサル業務の全ての入札案件を対象とする。

平成 16 年度の不祥事以降、河南町における不祥事再発防止対策委員会での入札制度改善策として、希望型指名競争入札の導入を検討してきたが、公平性、透明性並びに競争性のさらなる向上、不祥事再発防止などの内容も加味すると、当初の新不祥事再発防止計画とは少し違った型ではあるが、事後審査型条件付一般競争入札(郵便入札)がより適切であると考えている。

#### 【主な質問及び意見】

条件付での地域要件はどのような条件か。

(回答)現在の指名競争入札の指名内容と同じような条件を入札参加資格条件として公告し、入札参加業者を募集するという方法に切り替えるもので、町内業者に発注可能なものについては地元業者育成の観点から地域要件を付して入札するものです。

一般競争入札は公告により周知することになるが、応募もれの心配はないか。

(回答)毎月公告日を決めて役場内の掲示板や町のホームページに掲示し周知したいと考えています。

くじの方法はどのようにするのか。

(回答)入札書にくじ用数字の記載欄を設け、入札参加者が任意で書いたくじ用数字を使用してくじを行います。

当初の計画の希望型指名競争入札の趣旨をより踏まえたものとなり、事後審査型条件付一般競争入札の導入を試行すべきと考える。

## 2. 河南町建設工事等指名停止要綱の改正について

主な改正内容を事務局より説明し、審議が行われました。

### 主な改正内容

指名停止措置の始期の明確化

指名停止期間の上限を2年に設定

談合・独占禁止法違反・贈賄等に対する加重措置の強化

課徴金減免制度適用による指名停止期間の軽減

指名停止措置満了後における新たな事実の発覚への対応

苦情処理手続きの創設及び指名停止情報の公表

指名停止措置要件及び期間の見直し

談合・独占禁止法違反・贈賄等に対する措置の厳罰化

### 【主な質問】

談合・独占禁止法違反・贈賄等に対する加重措置の強化について、全て遡及を3年、加重措置を期間の1.5倍にしてはどうか。

(回答) 元々全て遡及を1年としていましたが、中央公契連の指名停止モデル改正時に独占禁止法違反が多いことを踏まえて3年に改正された経緯があり、同じことを繰り返せば厳罰化という趣旨があるので、これを踏襲したいと考えています。

指名停止措置の始期を明確にということで、時効措置も検討しておくべきではないか。

(回答) 運用基準で検討したいと考えています。

苦情処理手続きの創設とはどういった考えか。

(回答) 国においても同じような制度があり、本町においても入札に関する苦情処理に加えて、指名停止の公表を見据えて、透明性を高めるため導入するものです。

## 3. 次回の日程について

第3回入札監視委員会は平成19年2月20日(水)の午後1時30分から行うことになりました。

## 4. 問い合わせ先

河南町総務部契約検査課 電話番号 0721-93-2500 (内線 240・241)